

役員給与(利益連動給与)の損金算入のフローチャート

【利益連動給与】 【業績連動型報酬】 (法34条1項3号)

監査役に業務執行役員との特殊関係者がいない場合は、監査役の過半数の承認で、適正な決定手続として認められることになるようです。

(有価証券報告書等への開示例)

利益連動給与総額 →(ステップ3参照)
 経常利益〇百万円以上の場合 (経常利益-〇百万円)×〇%
 経常利益〇百万円未満の場合 ゼロ
 利益連動給与総額の上限は、〇百万円とします。 →(ステップ4参照)
 各取締役の支給額は、役位毎に定めた下記のポイントに応じて按分した金額とし、
 役位ポイントは、会長1、社長10、副社長5、常務3、取締役1とする。 →(ステップ5参照)

- (1)会社法が定める報酬委員会(業務執行役員またはその特殊関係者が委員になっているものを除く)が決定している場合
- (2)法人(委員会設置会社を除く)の株主総会の決議による決定している場合
- (3)法人(委員会設置会社を除く)の報酬諮問委員会に対する諮問その他の手続を経た取締役会の決議により決定している場合
(報酬諮問委員会は、3人以上の外部の委員から構成される合議体で、委員の過半数が、業務執行役員または使用人になったことがない者であり、かつ、業務執行委員またはその特殊関係者が委員になっていないことが要件になります)
- (4)法人が(委員会設置会社を除く)監査役会設置会社(業務執行役員との特殊関係者が監査役になっている場合を除く)で、取締役会の決議により決定し、監査役の過半数が、算定方法につき適正であると認められる書面を法人に提出している場合
- (5)(2)~(4)の手続に準ずる手続

